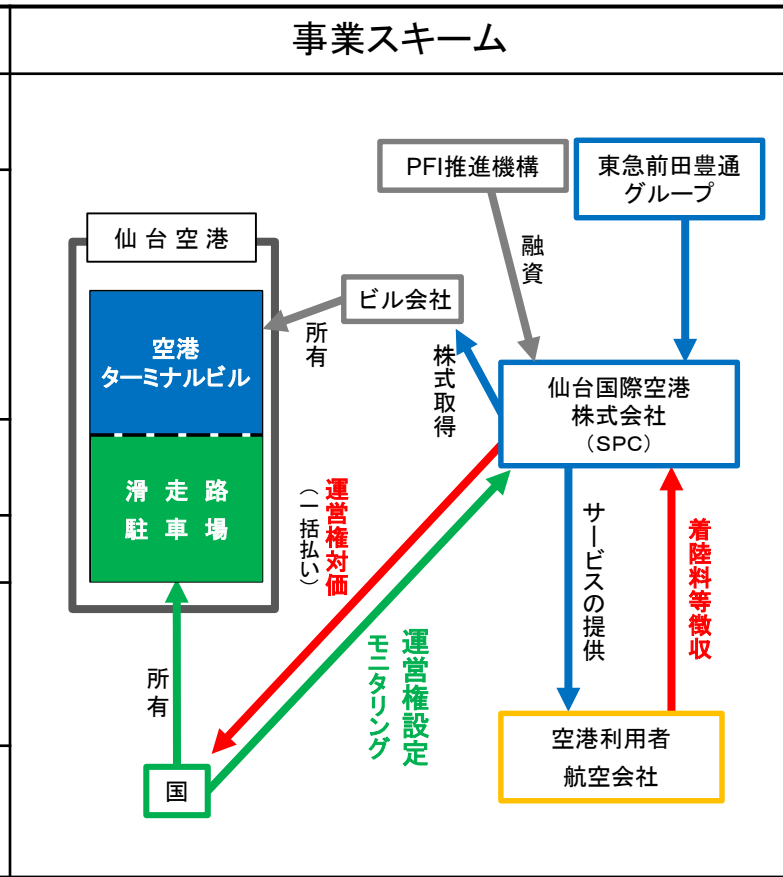


# (事例4-2) PFI事業例(コンセッション) ②

## ○仙台空港特定運營業等

発注者	国土交通省
施設概要	空港基本施設、空港航空保安施設、駐車場施設、各施設に附帯する施設等
事業内容	①空港運営等事業 空港基本施設等事業、空港用地等管理業務 ②空港航空保安施設運営等事業 ③環境対策事業 ④その他附帯事業(※①～④が運営権に基づくもの) ⑤ターミナルビル等事業(関連事業)
運営権者	「東急・前田建設・豊田通商グループ」が設立した特別目的会社(仙台国際空港株式会社)
運営権対価	22億円
VFM <small>※Value For Money:          PFIで実施した場合に、          公共直轄の場合と比べ          どれだけ費用が下がるか</small>	平成23年～25年の収支は3期連続して経常損失が生じていたところ、運営権対価として国は22億円を得ているため、本事業にはVFMが認められると評価。
事業期間	平成28年7月1日～(ビル事業は2月1日～) (最長65年(当初30年+オプション延長30年以内+不可抗力等による合意延長))



特徴	<p>① <b>国管理空港では初のコンセッション案件</b>であり、<b>東日本大震災からの復興の象徴的</b>案件</p> <p>② <b>滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、民間の資金・経営能力の活用により一体的かつ機動的に行う</b>ことで、<b>仙台空港及び空港周辺地域の活性化</b>を推進し、もって内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化が図られる。</p> <p>③ 運営権に基づく滑走路等の運営に併せ、ビル会社の株式を取得し、<b>ターミナルビル等の事業を実施することで、公共施設等運営権者にはより高い収益が期待</b>される。</p> <p>④ PFI法の<b>公務員退職派遣制度</b>により、空港運営に必要なノウハウを持つ国家公務員を運営権者に派遣。</p> <p>⑤ <b>民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)による支援</b>を活用</p>
----	---